

石巻市地域まちづくり委員会設置条例の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻市地域まちづくり委員会設置条例（平成17年石巻市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関して、条例に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 石巻市地域まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織に係る条例第4条の取扱いについては、地域の人口等の差異を考慮して、地域の実情に即したものとす

る。

2 委員会を構成する委員の数は、10人を下らないものとする。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の構成に係る条例第5条第1項各号の市長が委嘱する者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1号関係 設置する地域内において活動する自治会、市民公益活動団体、経済団体、地元企業等諸団体から推薦された者とする。この場合において、代表者、役員等の推薦選任に限らず、年齢、性別等に偏りが生じないように配慮するものとする。

(2) 第2号関係 学識又は経験に基づき選任するものとする。この場合において、設置する地域の外部からの視点での意見の聴取ができ、中立的な立場で会議の運営ができることを考慮した人選に努めるものとする。

(3) 第3号関係 設置する地域内の市民の参加の機会を確保するとともに、地域の市民の意見を広く取り入れるため、公募により選任するものとする。この場合において、選任基準を定め、公正な選任を行うものとする。

(4) 第4号関係 公募による応募者がいない場合、次項第3号の人数に満たなかった場合、年齢、性別等で偏りが生じた場合等において、それらを是正するため、前3号に掲げる者以外の者から選任することができるものとする。

2 委員会の委員の構成においては、10人は、次の各号に掲げる者により、当該各号に定める人数をもって構成するものとする。

(1) 当該地域において活動する団体から推薦された者 7人

(2) 学識経験者 1人

(3) 公募による者 2人

3 10人を超える分の委員会の委員の構成については、各総合支所長の定めるところによる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期に係る条例第5条第2項の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員の任期は、委嘱する年の9月1日から翌々年の8月31日までとする。

(2) 委員の再任は、より多くの市民の参画を得ること、委員の固定化を防止すること等を考慮するものとする。

(会議)

第5条 条例第7条第4項の規定により、委員以外の出席を求めることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定課題について、専門家の意見を求める必要がある場合
- (2) 委員会主体の公開ワークショップ及び公聴会を開催する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多様な意見を会議に反映させる必要があると会長が認めた場合

2 各地域の委員会の意見交換、調整等を行うため、必要に応じ、委員会の合同会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 委員会の全体調整等に係る事務については、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。